

総合科学技術会議 基本政策専門調査会  
研究開発システムワーキンググループ（第7回） 議事録

1. 日 時 平成22年4月28日（水）14：00～16：00
2. 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室
3. 出席者
- |          |  |
|----------|--|
| 鈴木 寛     | 文部科学副大臣                                |
| 座長 相澤 益男 | 総合科学技術会議議員                             |
| 本庶 佑     | 総合科学技術会議議員                             |
| 奥村 直樹    | 総合科学技術会議議員                             |
| 白石 隆     | 総合科学技術会議議員                             |
| 青木 玲子    | 総合科学技術会議議員                             |
| 有信 睦弘    | 東京大学監事                                 |
| 門永 宗之助   | Intrinsics代表                           |
| 岸 輝雄     | 科学技術振興機構戦略的国際科学技術協力推進事業<br>（共同研究型）運営統括 |
| 野間口 有    | 産業技術総合研究所理事長                           |
| 橋本 和仁    | 東京大学大学院工学系研究科教授                        |
- 内閣府事務局
- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 岩瀬 公一 | 大臣官房審議官（イノベーション担当兼科学技術政策担当） |
| 梶田 直揮 | 大臣官房審議官（科学技術政策担当）           |
| 大石 善啓 | 大臣官房審議官（科学技術政策担当）           |
| 須藤 憲司 | 政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官 |

## 【議事】

○相澤座長 定刻になったので、第7回研究開発システムワーキンググループを開催する。

中間取りまとめが、大体姿が見えるような状態までまとまってきたので、本日はその内容についてご審議いただきたい。

本日は、初めに鈴木副大臣から、今まで取りまとめた検討チームの様子を紹介いただくことになっている。

まず事務局に、出席者、資料等の確認を願う。

○事務局 本日は山本先生と中馬先生がご欠席、岸先生と角南先生は若干遅れて見える。

資料は座席表の下、議事次第の後ろに書いてあるが、資料1から6まで配付するとともに、前回同様、机上には研究開発システムの関連指標を配付している。

○相澤座長 初めの議事は、研究開発を担う法人の機能強化検討チームの中間報告の紹介である。

鈴木副大臣、古川副大臣を主査とする検討チームが長い間、検討を重ねてきた。その内容がまとまったので、鈴木副大臣自らご説明をいただく。

○鈴木副大臣 このワーキング・グループでは日本全体の、官民をも含めた、一番鳥瞰した視点から我が国の研究開発システムについて検討していただいているが、そのパーツを担う、いわゆる研究開発独法について、古川副大臣と私が主査をさせていただき、研究開発を担う法人の機能強化検討チームで検討してきた。このたび中間報告がまとまったので、ご説明申し上げ、その主要な項目については、ぜひこちらのワーキング・グループでも位置づけをお願いできればたいへんありがたい。

資料1-1、1-2、1-3をごらんいただきたい。

この中間報告で言っていることは、一言で言うと、これまでの、いわゆる業務系の独立行政法人と別体系で、国立研究開発機関（仮称）制度の創設をしたいということである。こちらのワーキング・グループにおいても、ぜひ国立研究開発機関（仮称）制度の創設を着実に推進することを明記していただければ大変ありがたい。

では、国立研究開発機関（仮称）制度というのはどういうものか。資料1-1にあるように、そもそも民主党のマニフェストに公的研究開発法人制度の改善が明記されていた。それから、

研究開発力強化法の附則あるいは附帯決議でも、いわゆる業務系独法とは別の制度をつくるべきだとあることを受け、この検討が始まった。

そもそも研究開発法人というのは、業務系独法のルーティンワークを効率的にやっていくという性格とは違い、研究それぞれに特色がある。また、その研究開発活動は非常に不定形で、よく「業務が重なっているではないか」という話があるが、研究というのはある面で複数の主体が競争することも特徴であるので、業務系独法の業務のダブリとは少し議論が違う。そもそも研究というものを完全にプランし切ることは不可能であり、予見不可能性とか不確実性、長期性、専門性、分野融合性、重複競争の必要性といったことを含んでいることを改めて押さえていただいた。

一方で、当然この分野には適切なガバナンスが必要である。研究というのは、基本的にはグローバルコミュニティの中でやっており、その中で、グローバルなマネジメントの基準が確立しているので、基本的にはそちらに合わせていこうということである。

そういうことで、国立研究開発機関（仮称）制度の創設を図ることを提言している。

1つとして「国立研究開発機関（仮称）」という名称、機能を付与することと、基本的な考え方としては、目的は科学技術水準の向上とイノベーションの創出ということで、参考資料等も幾つかつけている。ここでもいろいろな議論があったので、特には申し上げないが、ヨーロッパ、アメリカ、そして韓国なども含めたブリックス諸国の台頭、そうした中で我が国の研究開発が取り残されつつあるという事態を抜本的に改善し、世界トップレベルの国際的な競争力と、機動的で弾力的な運営を実現していきたい。そういう中で、これから日本全体の研究開発システムを改革していかなければならず、その先導役として、研究開発機関というものが位置づけられるべきであろう。

それから、独法であるから、従来、それぞれの所管省庁との密接な関係があったわけであるが、ここの1対1対応関係をもう少し、府省、官民、国境等の枠を超えて、研究のパフォーマンスを上げるという観点から最も望ましい連携をしていく。今までは、すべてがそうだとはいわないが、それぞれの縦割りの島のルールを貫徹するという要素がなきにしもあらずだったので、我が国の研究レベルを上げる観点から、そうした縦割りは打破していく。

それから、研究開発機関であるから、そのリーダーのリーダーシップを発揮できる運営をしていく必要がある。そのための業務遂行のあり方として、外部意見あるいは監査機能の強化については、グローバルな観点からの評価が必要である。我が国の現在の法制上、国の評価委員会へ外国人評価者を登用することは相当難しいが、その分野にふさわしい見識のある方を、国

籍を問わずベストな人を入れていくことが自然にできるようにしていきたい。

マネジメントの改革でも、資料1-3、参考資料集の17ページ、18ページをごらんいただくと、従来は、給与についても国家公務員準拠となっている。もちろん例外は認められているが、例外を認めてもらうのに非常にコストと時間と手間がかかる。この国家公務員準拠も外し、人件費の一律削減も外し、グローバルスタンダードに合わせていく。

年金、退職金についても、今、少し不具合が出ているので、直す必要がある。

予算執行であるが、そもそも研究開発の分野で、単年度予算でやっている国は日本だけであり、これも複数年度を前提とした研究資金制度を導入していく必要がある。加えて、中期目標期間を1年でも超えたらだめなのかという話になっており、今後は、予算執行の弾力化や、自己収入についても、現在の、自己収入を獲得すると運営費交付金が減らされてしまうという構造等を改善していく必要がある。

調達なども一律紋切り型の一般競争入札になっているが、この分野は1点物を、半製品の段階で導入して研究しながら一緒に進化させていくという要素も大きいため、こうしたことに対応できるような調達も考えていかなければならない。

加えて、出資機能の導入の検討であるとか外部資金の獲得、施設供用の促進、こういったことを業務遂行のあり方として取り入れていこうという考え方を打ち出した。

4. 制度の実現と共に改善されるべきこととしては、公共調達機能、まさにバイイング・エージェントとしてのファンクションを活用して、ある種のイノベーションというものをドライブしていくといったことも調達などの中でできるかと思うし、やはり競争的資金制度、ファンディングエージェンシーのファンドのありようも、これを機に抜本的に改革していく必要があるし、総合的な戦略、戦術を立てるためのインテリジェンス的な機能も強化していかなければならない。あるいは次世代の育成とか社会の科学振興に対する理解を得るための取り組み、それから、研究テーマ、研究のやり方等々にもう少し機動的に対応できる法人組織といったものを再編していけるよう考えていく必要があるのではないかというのが今回の中間報告の要旨である。

この主要な部分を含む国立研究開発機関制度の創設をこのワーキング・グループでもぜひオンライン化し、応援していただければ大変ありがたい。

何を国立開発研究機関（仮称）と考えるかはここでも議論されているが、ナショナルなミッションを持つ法人として、民間では出来ないようなハイリスクな基礎研究を行うところもあれば、大学では出来ないようなミッション型の基礎研究を行うところなど、色々と考えられる。

また、ファンディングの手法についても、ポートフォリオをきちっと意識した資金配分が必要であり、シーズから出口に近いところまでを戦略的に、かつシームレス見ていく必要がある。そうした戦略目標をきちっと設定しながら、シーズから出口までのステージ管理に基づくファンディングを行うことが必要である。産総研やJSTで行われているような省庁の枠を取り払ったベストなマッチングが、例外ではなくて当たり前になるようにしていきたい。また、大型の研究共用施設を持つ法人について、独法のみならず民間、大学、もっと言えば海外の機関にも開放していく。海外の研究者が日本に来て研究していく、これがグローバルなブレインサーキュレーションという観点で、テニスに例えれば、ウィンブルドンの様な、あそこでテニスをしてみたいと思われるいいコートがあるというのも国際競争力を高めていく上で非常に大事である。こうしたことをトータルで国立研究開発機関という形でとらまえ、それぞれの機能を意識しながら、そのそれぞれの機能の有機的な連携、戦略的な連携といったことを考えていくことが非常に重要である。

既にアメリカのNSF、英国のリサーチカウンシル等、まさにそういった点についていろいろな検討の中で確立しているものがあるので、そうしたグローバルなあり方と余り食い違わないよう、NSFやリサーチカウンシルのカウンターパート等も意識したガバナンスのあり方について検討していくべきだと思っている。この点も、ぜひこのワーキング・グループにも反映していただければ大変ありがたい。

それから、先ほど官民、府省、国境を超えた複数の主体からという話をしたが、資金の受け入れは当然ながら、さらに単なるグラントだけではなく、例えば法人が持つ共有施設等は、債券等を発行して資金調達し、設備投資をして改修する。全部は無理だと思うが、例えば民への供用をサポートするための付加的な施設等は、運営費交付金等の資金調達を待つまでもなく、独自の資金調達を一部可能にする道を開いてもらうことも必要と考えており、このあたりもぜひご議論いただきたい。また、新しい国立研究開発機関（仮称）が持つ施設と、同じ敷地内に民間の施設について、つくばのように両者の橋渡しを行う施設とすることが、煩雑な手続無く普通にできる様な仕組みなども含め、本WGは、全体を議論いただく場だと思っているので、ご検討いただければ大変ありがたい。

○相澤座長 非常に革新的な提案がまとめられている。

せっかくの機会なので、質問等があったらお願いしたい。

○橋本委員 今の鈴木副大臣のご説明には、私は全く異論がないというか、私たちが考えていることを大變的確にあらわしてくださった。大變感謝している。

2点、お話の中では明確に出されていたので全く心配していないというか、そのとおりであるが、この中間報告書をざっと見た中で、おっしゃっている内容のうち重要なところが欠けているというか、強調されていないかと思うので確認させていただくが、我々、昨日とか一昨日の仕分けの報道を聞いていて一番不安なのが、重複、研究の効率化の問題である。それに対して今、鈴木大臣は的確におっしゃったので、副大臣はしっかり御理解いただいていると思うが、議論の中では、研究の効率化を図らなければ——効率化を図らなければいけないのは間違いないが、それと重複との関係で競争的環境を担保するということと、それから、頂上が決まっても、頂上に登る道はいろいろあるというのが研究の基本的なところである。多分、この1枚紙の黄色いところの3行目がそれになるのではないかと思うが、それをこの報告書の中でざっと見たところ、見落としているかもしれないが、多分、7ページの「今後の研究開発法人の制度設計において配慮すべき事項」の(3)になるのだろうか。それ以外に明確に記載されているところがないような気がする。

これはかなり明確に書いておかないと誤解を生む。しかし、言い過ぎると研究者の甘い考えだと言われる。確かにそういう部分もあるので、そこはしっかり区別したほうがいいと思う。

研究者の意識を変えなければいけないというのは、常々私、研究者の立場にいて思っているが、そういう意味において、今回のようなことが強く言われたのはそのきっかけとしていいと思うが、それと重複の問題をしっかりと分けていただきたいというのが1点目。

もしかして見落としていたら、すみません、また教えてほしい。

2点目は、では、研究費を効率的に使っていく方法論の1つとして、拠点といった話が出ていて、これは研究開発法人の話と全体と、両方まとめて同じポイントであるが、その中において、結局、人と、旅費とか滞在のための施設といった間接経費的なものが必要になってくる。国としては、間接経費をある程度ふやしてくださっているが、それは研究現場で言うと、どうしても組織運営のために使わざるを得ない。すなわちオーバーヘッド的な部分があって、そのオーバーヘッドの部分と間接経費的なものは区別しなければいけない。そこら辺も明確にしておいていただきたいと強く思う。

今、それが「間接経費」という言葉でオーバーヘッド的に現場で使わなければいけない部分と、本当の間接経費として使わなければいけないものが同じ枠の中に入っているために、非常に誤解を生んでいる。そこをぜひ、どこかに入っていれば教えていただきたい。

○鈴木副大臣 確かに、当然の理解ということでやってきたので、中間報告には若干不十分な点もあろうが、そこは今後の検討できちっとしていきたい。

逆にお願いは、競合があるものも重複としてみられることは問題であり、本WGの中間とりまとめでも、研究総論として、研究というのはそういうものなのだとすることを明確に位置づけていただきたい。

ひとえにバイオ研究といっても、基礎もあるしレベルもいろいろある。だから競合にもなっていない話が重なるの要素と見られてしまうこともあるのかもしれないが、私も同じような懸念を持ったもので、本WGでぜひお願いしたい。研究というのはコンペティションとコラボレーションのまさにベストミックスだろう。

2点目の間接経費の話もおっしゃるとおりで、「間接」という名前が良くない。削除の対象と見られてしまうが、ある種、我が国の研究開発システムのコンセプトに係る話である。

間接部門とか間接経費と言うと付随的ということであったが、研究のコンペティションとコラボレーションをファシリテートするための費用として、むしろより効果的にパフォーマンスを上げていくために必要不可欠な要素であるが、特に我が国の場合、セクターのパフォーマンスは今なお非常に高いと思う。しかしながら、一番弱いのはコンペティションとコラボレーションをファシリテートするところが極めて不十分。

それは今まで、役所の中の縦割りのみならずセクター間の縦割りが強過ぎたために、そのプラットフォームがうまくできていない。であるから、コンペティションとコラボレーションのプラットフォームをどうプロデュースするかが、これからの我が国の研究開発システムにとって重要なところで、そこを大戦略としてお願いしたい。

○岸委員 国立研究開発機関、おもしろい方向だと思う。これをもう少し早く出していただいたら、この委員会は随分変わった方向に動いたという気もしている。それはさて置いて、1つ非常に重要なところでちょっと曖昧かと思うのは、2. の4つ目の○に「府省、官民……縦割りを打破」と書いてある。これは、できる独法を1つの機関に全部所属させて、今、各省庁に所属しているものを完全に一つに持っていくのかと思って見ていたら「主務大臣の関与」とあるので、各省庁にはそのまま置いておくのか。どちらにもとれるような気がするが、ここが一番大事なところではないかと思うので、これについて検討は進んでいるのだろうか。

○鈴木副大臣 今のご指摘も踏まえてこれからさらに詰めていく。前者の考え方もあり得るが、契約主体を考えると膨大な稟議が回ることになる。個別ケースに応じて契約していこうとなると、1つにまとめた場合、フレキシビリティと機動性を欠くというデメリットがある。そういう意味では、法人格主体としてはダウンサイジングしておいたほうがいい。それを既存の省庁にぶら下げておくのか、例えばこの総合科学技術会議の下に置くのかという問題はあるが、総合科学技術会議、いずれ「戦略本部」等に名称は変えるにしても、ここの進化系のものの周りに一応法人格は独立したものとして置くが、大きな戦略等はシェアしていて、そこでの役割はみんな認識していて、そこに実際に研究をやる部分とファンディングエージェンシーをストラテジックにやる部分と、共同施設をコントロールする部分と、それぞれの機能別、分野別のマトリックスがある、イメージはそういうことを目指していったらいいと思うが、そのための法的、制度的枠組みをどう落としていくかは、これから関係閣僚間でも意見のすり合わせが必要かと思う。

○岸委員 国の政策を実行するという意味で、もちろん省庁と離してしまうと問題にはなる。ただし、そこをそのままにして今のものを組み換えるだけなら、国立大学協会に相当するものをつくるぐらいで大した話にはならない。横串の連携組織にするぐらいである。そうすると、やはり一括りにしてマックスブランクのような形にしない限りは、残念ながら余り大きな変革はできない。しかし、これは法改正があるし、省庁と離れ過ぎることにもなるので有ろう。これは二律背反で非常に難しいところではあるが、かなり思い切ってやるのなら、切り放すという案も検討の1つにはなるだろう。

○鈴木副大臣 各省から離すことは全くやぶさかでなく、やったほうがいい。私は、各省庁から離して総合科学技術会議に寄せろと言っているわけであるから、そこは同じである。

ただ、それを我が国の、38法人全部つれていくつもりはないが、全部で1法人ということになると膨大な稟議になる。そこは問題だと思っていて、そこも機動的に、かつまた調達等にもバリエーションが出てくる。例えばITとライフでも、あるいは環境でも、同じ基礎研究であっても研究の形態は違うので、フレキシビリティを確保しつつまとめると、これは内閣でも全く違うことを言う人もいると思うが、各省庁との関連を薄くしてCSTPの近くに持っていくということまでは同じである。そのときに、1法人にしてしまうのか、主体としては小さくしておいて、所管は内閣府等にぶら下げておくのかは、これから議論があると思う。

私は、どちらかという、小さいほうが動きやすいので、コンポーネント化したほうがいい。コンポーネント化したほうが組み合わせのバリエーションは増えていく。

○門永委員 私もこの1. 2. 3. は大賛成である。

このような思い切ったことをやると、それに付随してガバナンスもマネジメントもより大変になっていく。そういうところにチャレンジしていく方向性だろうと思う。

先ほどの議論だが、改革においては、今まで何年もやってきたやり方でどうもうまくいかないときは、基本的には思い切り振ったほうがいいというのが基本スタンスである。そのときに、先ほどから副大臣は、ユニットはなるべく小さくして機動性を持たせるが、心情的には今のしがらみから外してとおっしゃっているのだと思うが、アナロジーとして、民間の会社の場合、ホールディングカンパニーとしてその下にぶら下がる会社ぐらいの関係かと思う。もちろん、そのホールディングカンパニーがどこまで関与するかは設計次第であるが、そのぐらいのイメージで、先ほど岸委員がおっしゃった国立大学協会(?)という程度の緩い括りではなくて、ホールディングカンパニーとしてちゃんと責任は持つけれども、個別にフレキシブルに運営するようなイメージなのかと思った。

4. に関して質問。先ほど副大臣が資源配分に関してポートフォリオの概念をおっしゃったが、どのレベルでポートフォリオをイメージされているのか、ちょっと興味があるのでお聞きしたい。

今週の仕分けで盛んにやりとりされている枠組みを使って例を言うと、まず国レベルでの資源配分とポートフォリオというのがある。次が、総合科学技術会議、それから各府省でのポートフォリオがあって、JSTになるともっと細かいところ、それから、実際に研究開発をやっている法人も、その中でポートフォリオをマネージしているはずである。ここでポートフォリオという考え方をしっかり埋め込んで、と言われたときには、どのあたりをイメージしておられるのか。

○鈴木副大臣 今、おっしゃったすべてのところに、まずそのイメージを導入しないといけない。つまり、それぞれのセクションも、一生懸命やっていることはわかるが、全体のポートフォリオのどこをやっているのか上から聞かされていないし、下にも伝えていない。要するに、よりグローバルなところと、より、マクロ・ミクロの関係で言うと。それは相対的なものであるが。1つレイヤーが上の人1つレイヤーが下の人に「あなたはここのハイリスク・ハイリ

ターンのところをやれ」とか「ミドルリスク・ミドルリターンのところをやれ」とか、そういうことをポートフォリオという枠組みできちっとコミュニケーションしないといけない。そして最終的には税金を使うところ、特に国であるとか総合科学技術会議は、国民あるいは社会とのコミュニケーションをしていただくということである。

全体のポートフォリオを示すのは、総合科学技術会議あるいは国家戦略であって、その中でパフォーマンスとして、個別の無駄があるかどうかを仕分けで議論する。そもそも仕分けというのは与えられたミッションに対してのパフォーマンスがいいのか悪いのかを問うもので、与えられたミッション自体は問わない、そのミッションは全体の国家戦略ないし科学技術戦略の中で与えられたミッションである。そのミッションのポートフォリオは、それぞれのセクションがちゃんと考えていくことである。

例えば、JSTなり国立がんセンターは、ライフイノベーションだったらライフイノベーション、あるいはがん研究だったらがん研究というテーマを与えられるわけであるが、その中でどういうアプローチをするのか、免疫アプローチをするのか抗がん剤アプローチをするのか、あるいは放射線アプローチをするのか、ここのポートフォリオはがんセンターとかJSTで考えることである。さらに、免疫療法といったときに、京都大学チームにやらせるのかどこそこチームにやらせるのか、それも戦略があるわけである。これは重複も当然であって、例えばIPSを、3チームで走らせるのか5チームで走らせるのか、1対チャレンジチームでやるのか、それはいろいろデザインの仕方があって、そのセクションが最もパフォーマンスを上げるために考えるのであるが、そのフレームワークを与えたいということである。

○有信委員 今回のとりまとめそのものは非常にクリアに問題点を指摘されているし対応策も出ていて、全く異存はないが、ここでの議論は、ここに挙げられている問題のある部分を、いわばファンディングエージェンシーを特出しにするというか、その役割を明確にする中で、ここに書かれているような方向性が出せないか、こういう議論が埋め込まれていたように思う。

であるから、今、さんざん議論されているように、どこかに集めるとか集めないとかいう前に、ファンディングエージェンシーをある意味で浮き出させて、そこから実際に研究開発を実行する法人に対しては、それぞれのファンディングエージェンシーが自由に出資できるようにすることによって、実効的に、今、言われているようなことを実現しよう、こういう方向で、ある意味でまとめられつつあるような気がする。

そういう意味で、ここでの議論はファンディングエージェンシーと実行部隊とに共通の課題

については極めてクリアに書かれているし、研究開発を行うところで注意しなければいけないことも書かれているが、これから先、副大臣がやられている議論の中で、いわばファンディングエージェンシーと実行部隊のあり方についての議論はこれから進められていくのでしょうか。

○鈴木副大臣　今回は中間まとめであるから、これから、ファンディングエージェンシーと実行部隊、施設共用法、それぞれを類型に分けて、それぞれどういうふうにガバナンス、マネジメントしていくかは今後の課題である。もちろん、この場での全体方針とか全体コンセプトを参照しながら考えていこうと思っている。

ただ、結果的に、JSPSとJSTとNEDOというのはシーズとその間と出口というふうの実態としてはなってきたと思うが、これまでの整理論で言うと、どちらかというと、その間の整理はいいのであるが、全体のファンディングエージェンシーということ言うと、情報分野とか農業分野とか、あるいは資源・エネルギー分野といったように分野別になっていたが、むしろステージ別という要素も考えていったほうがいいのではないかと。

というのは、グリーン・イノベーションと言っても、一方で電気自動車とか電池というものもある。そうすると、ありとあらゆるものが通産省と郵政省と環境省というように各省に切れ目無く全部にかかり、むしろ縦から横へというのが大きな流れなのではないか。そこはむしろいろいろとご議論いただきたい。

○相澤座長　総合科学技術会議のこのワーキング・グループとしては、本日、中間とりまとめの案を提示する。その構成は、前回の内容からかなり変わっている。これはひとえに、ただいまご紹介があった検討チームにおける新制度の提案を意識したものである。

そこで、基本的にこういう新制度が検討されることを、ぜひこのワーキング・グループとしても同じ方向なのだということによって位置づけて、それぞれがそれぞれの立場でさらに深い検討に入っていくという基本線をとりたいと思う。まずそのことについて、皆様のご同意を得ておきたいが、いかがか。

○岸委員　最初に質問した、省庁にぶら下げるのか本当に外すのかというところで、議論が大きく分かれてしまう。副大臣は外すのだということ、では、それで進むというのが今の相澤先生の御意見なのか。

○相澤座長 そのとおりである。

○岸委員 もう一つ、文部科学省に大学等の範疇で分子研その他、共同利用の研究所がたくさんある。大学の外。これは長期的には独法と一緒に考えないといけないところがたくさんあると思う。でも、今回は大学及び大学等に相当するところは外して考えるということによろしいのか。

しかし、これを外してしまうと、世界におけるの国の研究機関の扱いとしては中途半端なものになってしまうが、その辺はいかがか。

○鈴木副大臣 今日は独法のご報告ができたが、大学は今、文科省でやっており、問題意識は共有しており、しかるべき段階で発表にまでいけばいいと思っているが、この進捗と私どもの進捗があれなもので、全体の枠組みの中で大学と独法と民間という構造があることは理解している。

しかしながら、1点ご理解いただきたいのは、私は、国立大学法人法に連なる規則とか省令は幾らでも変えるつもりがあるが、今回は、法律自体はいじりたくない。それはなぜかというと、独法化以降、もうよくご存じのように論文数は減る等、法制度の改革に伴う大学へのダメージが余りにも大き過ぎて、もちろん改革はするけれども、法制度がかかわる改革に伴う負荷はなるべく少なくしたい。であるから、法律をいじらずにどこまでできるかという話と、現行法人制度の中でも、今の附置研の整理はかなりの程度、整理できると思っていて、個別に見ていくと。かなり今の部分でも、理研と附置研の人が併任がかかっているとか、だからむしろファンドのストラテジでもって、かなりうまくやれるのではないか。

なので、ねらっているところはそんなに変わらないが、制度設計というか、法律レベルの設計は、そのようなことで検討を進めている。

○岸委員 今、いろいろ苦勞しているから大学を余りいじりたくないというようにとれたが、今、日本で一番問題なのは、大学の活性化である。であるから、高等教育政策と科学技術政策とイノベーション政策の3つを連動させないと、総合科学技術会議には意味がない。ところが、科学技術政策とイノベーションまでは出ていても、高等教育は文部省で大学の自治だから手が出ないということでは、余り日本の科学技術はよくなる方向へいかない。

○鈴木副大臣 運営費交付金の予算制度はいじります。要するに、「制度」といったときに、法律本法に係る話とその下位法令に係る話と予算に係る話があるが、予算制度は相当いじらないといけない。それから、下位法令の評価制度等は抜本的に、今、やっている。

ただ、さっき私が申し上げたことは、法の本法に係る部分をやらないとどうしても他の改革が進まないということではない。私がレビューをした限りでは、本法は変えないで、むしろ予算、下位法令、下位規則、評価等は相当手直しをするつもりである。そして、今の御指摘に向かって実質的なことはやりたい。

要するに、この間の議論の中で、法人化が悪かったのか行政改革推進法が悪かったのか、骨太が悪かったのか議論がごちゃごちゃになっているところがあって、そこを最後どういう腑分けにしていくかは、今みたいなご説明が私の理解である。

○相澤座長 先ほど申したように、このワーキング・グループはあくまでも研究開発システム全体を俯瞰していく。

それで、実はワーキング・グループとしては、制度の改革というところは比較的、現実的に考えれば差し迫ったことではないのではないかという意見がかなり強かったわけである。しかしながら、ただいまお話のように、新制度をつくったほうが良いといったことが具体的に検討されてきた。であるから、この研究開発システム全体を新制度にしましょうという発想からではなく、むしろある特化できるところについて、新制度を適用して抜本的な革新ができる、そういう部分で今回、国立研究開発機関という形にするという骨子がまとまったということであるので、これはこの中にすっきりと位置づけられるのではないか、そういう理解でよろしいか。

○鈴木副大臣 システムの中には予算、人事、研究マネジメント等、いろいろなシステムがあるが、私どもが言っているのは法制度という狭義の意味で、国立開発研究機関（仮称）については法制度の創設ないし改革が必要であり、まさに座長がおっしゃったとおりである。

○相澤座長 基本的に、こういう改革をしていくことが大変いい方向であるということでご同意いただければ、中間とりまとめの中にもそれなりの位置づけで取り込ませていただきたい。

それでは、議事の第2、本ワーキング・グループにおける中間とりまとめについてに入る。

まず、中間とりまとめの内容を事務局から説明願う。

○事務局 資料2と資料3でご説明する。

資料2は前回の骨子案についてご紹介させていただき、それに対していろいろご意見をいただいたものである。このご意見も踏まえ、資料3の中間とりまとめ案をつくっているものである。時間の関係で資料2の説明は省略するので、後ほどごらんいただきたい。

資料3、中間とりまとめ（案）についてもポイントのみ簡潔に説明させていただきたい。

まず、表紙に括弧環境で「本中間とりまとめは」云々と書いているが、本ワーキング・グループでは、研究開発システムのうち特に実施のほうに焦点を当てて検討をお願いしているところであるが、一方で、戦略レベルの議論も新成長戦略とか第4期基本計画でご議論いただいているので、そういうものとの連携を十分に図るということを書かせていただいている。

1ページの「はじめに」は、本ワーキング・グループの設置の背景を書いている。

2ページの「研究開発システムを取り巻く現状の認識と課題」では、前回、「現状と課題」ということで書いたところ、これは背景と現状だけではないか、課題をしっかりと書くべしというお話がございましたので、課題については3ページに「（3）研究開発システムの改革の必要性」という形で書かせていただき、研究開発力を強化してイノベーションを創出するに当たっては、研究開発独法とか大学等から民間への研究成果の積極的な展開を可能とする国、研究開発独法、大学等と民間との連携をより強化することが求められているということで、ごらんのような課題を克服することが必要であるとしている。

「2. 研究開発システムに求められる主要な機能とその分担」であるが、先ほど相澤先生からもお話があったように前回の議論も踏まえて構成を大きく変えている。前回は、研究開発機関に焦点を充てていたが、国と研究開発機関というそもそものところを書いている。

「（1）国と研究開発機関との機能分担」の第2パラグラフでは、国の研究開発には、政策課題設定型と自発的探求型という研究手法の差があるとか、研究資金についてもいろいろあることを書いて、このように国の研究開発は多岐にわたっているが、ごらんのような4段階を経て研究開発が実施されると整理し、その4段階についての説明をした後、それぞれの機能について書いている。

5ページの間部分では、「なお、研究開発力強化法における研究開発のシステムの規定は主として③——すなわち資金配分のところ——及び④——研究開発実施のところ——に関するものであり、政策レベル、施策レベルについては行政のあり方の問題として政治的に判断される性格のものであるため、ここでは特に③と④について掘り下げた検討を行うこととする」としている。

その政策・施策レベルについては（２）として書いているが、現在の科学技術戦略本部等に改組する検討等を紹介させていただき、科学技術による研究開発型イノベーション創出を促進するためには、科学技術に加え、イノベーションを対象として制度改正や社会インフラを視野に入れていくことが重要であると考えているといったことを書いている。

次に、「（３）資金配分において求められる機能」では、前回、研究開発の中での資金配分の関係について議論があったため、ここは独立させて、資金配分に求められる機能として、例えば政策課題設定型研究開発においては、具体的な研究開発テーマである内容、自発的探求型研究開発においては研究の対象になる領域を設定するといったこと、あと資金配分の話、研究開発の進捗管理、助言、あるいは事項評価等について書いているが、ここについては、行政に直結するような場合には各府省が行う場合もあるが、一般的には国から独立した専門的な機関が機能を担うことが求められると書き、その場合、研究開発の性格に応じた機能について、政策課題設定型と自発的探求型に分けている。

さらにその後で、政策課題設定型の研究開発についても、いろいろな形態があることについて留意すべきと書いている。

７ページ「（４）研究開発実施において求められる機能」については、研究開発実施ということで、前回、研究開発独法については資金配分云々と書いていましたが、そこを独立させて、そのような形にしている。

８ページ、「３．本WGで措置すべく具体的な取組み」では、前回もご説明したように、府省を超えて早期に対応すべきものとその他の課題と分けている。

まず、「（１）府省を越えて早期に対応すべき課題」では、前回の議論を踏まえて、資金配分の話について書いている。まず初めに「資金配分主体の機能強化」については、真ん中にあるように「本省と資金配分を行う研究開発独法との役割分担を明確化し、資金配分を行う研究開発独法への配分対象とすべき研究開発の範囲を明らかにすることが重要である」という話と、あわせて、研究開発独法の的確な評価のために、業務の成果目標を明確にするという話を書いている。

さらに、前回ご議論がございました、これは研究開発独法の配分対象の議論と関連する話であるが、いわゆる大学等の基礎研究と事業化の間に存在する断絶を埋めるための資金の配分を検討すべきと貸せていただいている。

次に、府省の壁を越えた資金配分は前回もご説明させていただいたが、基本的に範囲を明確にして、あと、資金配分主体の機能を強化することを前提に、府省自らが担うよりも資金配分

を行う研究開発独法が担うほうが適切であるということで、そのための移管を着実に進めるべきであると書くとともに、府省と密接に連携することは必要であるが、国の研究開発を一体的に推進するために、9ページに書いているような3点の措置が必要であるということで、現在、別途検討しているアクションプランの取り組み等により、科学技術の重要施策を一体的に推進する体制とか、府省の壁を越えて競争的かつ機動的に資金配分する、あるいは各資金配分主体に対する統一的な評価等について書いている。

次に、これも前回ございました、いわゆるファンディングエージェンシーとファンド等との連携についても、「相互に有機的な連携を図ることが必要」と書いている。

「②競争的資金等研究資金の改革」については、前回ご説明した内容となっております。

「2）イノベーション創出に向けた「場」の構築」についても、基本的に前回の骨子で説明させていただいたことをまとめているところであるが、10ページの「②研究開発拠点の整備・活性化」の第3パラグラフでは、こういう研究拠点を設けるに当たっては、例えば特区機能付先端研究拠点の創設についても検討すべきであるとしている。

続いて11ページ、「3）研究開発独法・大学等の機能強化のためのマネジメント力強化」では、研究開発独法の話となっている。

ここについては、先ほどの鈴木副大臣の話も踏まえた書き方をしている。まず初めに、研究開発独法についてはそれぞれの機能を踏まえた運営を行うことが重要であるということで、各研究開発独法の運営において共通性の高い改善事項について検討を行うことを書いている。具体的な項目については、11ページの下から13ページまで、これまで研究開発システムワーキンググループでご指摘いただいた点であるとか、研究開発独法についてこれまでご指摘があった点をまとめている。

それを踏まえて、13ページの一番下で、まさに先ほどの検討チームの話を書いて「新たな「国立研究開発機関（仮称）」制度を創設することを提言しているということで、この段階ではファクト関係にまとめているが、その後を受けて「この新たな法人制度の検討では、本ワーキング・グループが示した上記項目と同様の問題提起が行われており、この新たな法人制度が具体化する場合には、本ワーキング・グループの検討結果について具体的に措置されることを期待する」としている。

なお、次で、上記の新たな研究開発を担う法人制度のあり方については、別途検討することとされているということも、一応紹介している。

次に、先ほども話があった「国立大学法人の運用の改善」である。

前回は、国立大学法人の位置づけが不明確ということだったので、ここで明確に書いていて、第3パラグラフでは、今、ご議論ございましたように、基本的に今、文科省でも検討が行われているが、そういう検討においては、研究開発独法における運営の改善に関する項目のうち、国立大学の機能を十分発揮させる観点からふさわしいものを取り入れることが期待されるとしている。

「③理事長・学長のリーダーシップの強化」では、前回のご議論を踏まえ、今、ごらんいただいているようにまとめている。

次に、「4）研究開発システムを支える人財等の基盤の強化」として人財の話をしているが、こちらについては前回ご説明した内容をもう少し厚くしたものであるので、詳細な説明は省略させていただく。

ただ、16ページの個人のモチベーションのところでは、前はシニア研究者に対する業績評価や再審制について言っていたが、17ページにあるように、内部昇格を前提とした人事は避け、公募を原則とすることを書いている。

「②国際的な頭脳循環の推進」については、前回ご説明したところにより、運営部門には、十分な英語能力を有し国際対応ができる人財が必要であることをつけ加えている。

18ページ、「③科学・技術コミュニケーションの促進」については、前回の議論に加えて、科学・技術コミュニケーションすることで科学技術のリテラシーを高めるということで、「子どもが先端的な科学技術に接する機会の充実等を通じ、科学・技術への興味・関心を高め、理数好きな子どもの裾野の拡大を図ることも必要である」としている。

「（2）その他の課題」については、前回ご説明した項目に説明を加えているものである。

19ページ、「4. 今後の対応」については、冒頭に、現在、政府部内関係部署においても研究開発システム改革に関連する事項について検討が行われていることを書いて、本ワーキング・グループにおいては、それらの検討も踏まえて最終とりまとめに向けてさらに検討するというので、その検討に当たっては、戦略本部への改組の話とか、独法の抜本の見直し等の科学技術政策改革に向けた取り組みも踏まえて対応するというので、特に3については、タイムスケジュールと担当府省を明記した工程表の作成に向けて取り組むこととしているところである。

○相澤座長 ごらんになって、前回と随分違っている点にお気づきかと思う。

特に、4ページをお開きいただくと、4つの「段階」と呼んでいるが、このような区分をし

ている。1つが政策決定、2つ目が施策策定、それから資金配分、研究開発実施ということである。当初の議論は、研究開発独法としてはどういう機能を担うべきかといった考え方であったが、何の組織が何の機能を担うのかという分け方ではなく、日本の研究開発システムとしては、このようなものが整備されなければいけないのだという区分である。

そこで、そういう中にこの資金配分、さらに研究開発実施というものを、こういう位置づけにしているわけである。これは政策が決定され、具体的な施策が策定され、実施されるというフローの中で位置づけが明確になってきていると考えられる。

この中で資金配分という機能を担うのが、初めから独立行政法人だという決めつけではなく、どういう組織が担うべきかという議論もありということで位置づけたところである。であるから、ただいまの検討チームの結果は、あの制度改革がもし動けばこの趣旨に合うような形でマッチングするであろうし、それがどこまでを含めるかによって、この位置づけが、どういう設置形態のものに向けるべきなのかといった議論になるのではないか。

そういうことで、このワーキング・グループとしては、あくまでも日本の研究開発システム全体のあり方について提示する、こういう位置づけとさせていただいている。

それから、先ほどの検討チームの内容は、当初から位置としては明示していたが、今回、13ページに具体的に「国立研究開発機関（仮称）」制度を創設する」と提示している。これは今後の進みぐあいによっていろいろと表記も変わるであろうが、位置づけとしては、こういうところに入ってくる、このような構成である。

大きな変化がそういうところに起こっているが、それを踏まえてご意見をいただきたい。

○橋本委員 今、座長が最後に言われたところに非常に大きなことが書かれているので、そういう意味において、しつこいが、先ほど私が申し上げた2点を明確に書いていただきたい。

1点目は、研究の競争的環境と多様な取り組みというか、山は1つでもいろいろな道を担保しなければいけないというのは当然のことと我々も思っていたから、それほど明確に書かれていないが、それは外から見たら当然ではないのだなということが今回よくわかったので、4ページの「2. 研究開発システムに求められる主要な機能とその分担」に書かれている「適切に分担した上で、共同・連携して研究開発活動を実施することが必要である」これが多分、そこに当たるのだと思うが、これはもっと明確に書かないと、捨てられてしまう可能性がある。

先ほど副大臣はかなりクリアにおっしゃいました。まさにあのとおりだと思うので、それを入れていただくということ。

それから、経費に関して出ているが、その中で、競争的資金の中の間接経費、これは今、明らかに2種類のファクターが入っているので、それをしっかり位置づけて分ける必要がある。これは「②競争的資金等研究資金の改革」のところだと思うが、そこに明確に位置づけていただくのいいかと思う。

繰り返しになるが、ぜひこの中に入れていただきたい。

○相澤座長 先ほど鈴木副大臣からもご発言があったが、研究の競争的環境の場と同時に、コンペティションとコラボレーションをファシリテートするといった部分を研究の基本的な位置づけとして、冒頭あたりに、経緯の次あたりに位置づけられるところがあれば、そのようなことを明確に表現する。

○橋本委員 4ページの2.のところ。

○相澤座長 そのあたり。

○本庶議員 私は橋本委員のご意見に全く賛成であるが、仕分けの視点の議論とサイエンスの議論はちょっと違うと思う。つまり、あるオーガニゼーションとして国家戦略的な研究機関が全く同じこと——そういうことはないだろうが、かなり似たようなことをやるような仕組みが2つ要するのかという問題と、サイエンティストがいろいろなところに散らばって競争する、これは全く別の次元の話で、研究としてそのような重複もあり、競争もある、これは当然のこととして我々は考えているが、オーガニゼーションとしてどうかというのはまたちょっと別なので、その書き方はちょっと注意しなければいけない。

○橋本委員 完全にオーバーラップしているものは、認められないのははっきりしている。

○相澤座長 4ページのこの中には一般原則を書くので、今、本庶先生がご指摘のようなことをきちっと書いて、今度、組織論になったときには、幾分表現の変わったところが加わってくるかと思う。そのような書き分けをしながらということである。

○野間口委員 先ほど来の議論を聞いていると、鈴木副大臣から話のあった研究開発を担う法

人の機能強化という点ではある方向性が出ているが、日本の研究開発システム全体を見た場合に、産業界はさて置いて、大学等はこうすべきだ、ああすべきだと出ているが、では、具体的にそれがどういうアイテムにつながるのかは、こういうことをやっても余り見えないように思うが、この中間まとめ、あるいはこの最終的なまとめの意味をどう考えたらいいのか。

○相澤座長 大変難しい質問であるが、このワーキング・グループは2つの目的を持ってスタートした。1つは、研究開発力強化法に附則として記されている研究開発システムの見直しを総合科学技術会議がやるべしという条項に則って行うというところ。もう一つは、ただいまいろいろな意味で、制度上の変更も含めて研究開発システムのさらなる活性化が叫ばれている時点なので、そこにむしろタイミング的に合わせて見直しを行う、この2つである。

そこで、この中間とりまとめは、実はこの時期に国の戦略とも言えるものがいろいろと出てくる。それに機を合わせて、研究開発システムとしては、そういう新しい戦略展開にどう対応していくのか、かなり直近の問題としていろいろなプランを出す必要に迫られている。

この2つが同時に入っているので、根底からの大きな変革にここでいきなり取り組むことはなかなか難しいこともあり、先ほど鈴木副大臣も法律上の体系で具体的に説明されたが、それはまさにそのことを反映しているのだと思う。であるから、国立大学法人あるいは大学等については根本的な法改定等を念頭に置くよりは、具体的に、ある短い期間、具体的には国立大学法人制度の第2期中期計画に入っているので、そのくらいのスパンで考えたときに何をすべきかを提起するのが現実的であろう。

確かに、ずっとなぞったような形で来ている。であるから、このところをもう少し、そうであってももっと強く打ち出せるところを打ち出すべきではないかとか、そういったことが、この中間まとめから次のステップにかけてのポイントになるかと思うので、そういう角度からご指摘をいただきたい。

○有信委員 4ページの「③資金配分」のところに「具体的な研究テーマの設定」という言葉がある。それから6ページ、具体的に資源配分をする場合に求められる機能ということで、最初の○に「具体的な研究開発課題の設定」という言葉がある。2番目の○には「研究の提案を受け付ける領域の設定」とある。これは大学を対象としてということを書いてあるが、具体的に、例えば国立研究所に対しては、もう既に研究課題、研究テーマを決めてそれへの応募を受け付けて、大学については、領域を設定してそれに対する具体的な提案を受け付ける、こうい

う仕分けのように見えるが、こういう形にしてしまうと、実際にあることを実現するためにどういう研究テーマが重要であるかは、むしろ研究者の本分にかかわることというか、研究者が一番よくわかることで、そこまでファンディングエージェンシーが決めてしまうのは問題があるというか、ここが一番重要なところだと思う。

つまり、ここである種の、研究者側の提案とファンディングエージェンシー側の領域設定というか、その方向性との間のやりとりがあって、そこで本来の正しいあり方というか、研究テーマが決まっていく、あるいは予算の出し方が決まっていく、本当はこういうプロセスがあったほうが、ないと実際に研究開発を実施する主体の自主性、主体性が、こういう書き方をしてしまうと、一方的に「このテーマに対してお金をつけるから、これができる人は応募しなさい」みたいになってしまうのがちょっと気になるので、ここはぜひご検討いただきたい。

○奥村議員 先ほどの野間口委員のご指摘、日本全体のシステムの話に関係することと、この出口がどうなるのかというお話。

今の予定では、これは次の第4期計画の中にビルトインされる予定である。ところが、ご指摘のようにやや直近の動きに焦点がいつている。来年から始まる次期計画は向こう5年間あるわけで、その間に大学の教育・研究機能についても、法律を変えるまでいくかどうかは別にして、当然のことながら改善点を直していく。むしろこのほうが日本全体の研究と教育の波及効果を考えたときには大きな効果をもたらすというのは、岸先生のご指摘のとおりである。

そういう意味で、大学についてはこれからさらに詰めていくと理解してよろしいか。

○相澤座長 次回WG 5月10日で中間とりまとめは一応終了という形にするが、その後さらに検討を続ける。であるから、ただいまのところ具体的に、例えば大学関係にはもうちょっと力強いものが必要であるとか、そういったことで何か新たに、こういう字句ですべきだといったことがあったら、ご提案いただければ本当にありがたい。

ただ、これは、第4期基本計画のことが今、奥村議員からあったが、第4期の中にも埋め込む形である。であるから、その段階でまたいろいろな修正等々が行われる。

○本庶議員 有信委員の先ほどのコメントについて。

私の理解では、6ページの上のほうは、いわゆるトップダウン型のファンディングエージェンシー。そうすると、当然その中でどういう課題設定をするかは、中に十分なスタッフを抱え

て、そういう機能を持っていないといけない。下のほうは、いわゆるボトムアップ型のもので、これは大枠の領域をやれば、そこでいろいろなことをしてくれ、そういう仕分けになっているのではないか。

○有信委員 それなら結構であるが、何となくこれを読んでいくと、上のほうは国立研究所に対するファンディングで、下のほうは大学に対するファンディングといった読み方ができてしまったので、それがちょっと気になった。

もし今、本庶先生がおっしゃるようなことが明確になっているのであれば、それはそれで結構である。

○岩瀬審議官 これは単に日本語がまずくて、私のチェックがちょっと甘かっただけのことであって、まさにこれは今、本庶議員からあったとおりで、戦略的にこういうことが大事であるという、その戦略を十分検討して、こんな課題に取り組むようないいプロジェクト、いい研究テーマを出してくれというのが上で、下は科研費の世界のように、どういう研究をするかも含めて自由にアイデアを出してくれ、そういう違いである。

○野間口委員 そういった意味では、副大臣が説明された資料1－2は結構推敲されて完成度が高く見えるが、それに対してこの表現については、日本の全体の研究開発システムをやるにはちょっとまだ完成度が低いかなと。

例えば、13ページの下から6行目、「研究開発独法の機能を強化する」云々のところで「中長期の取組み」と書いてあるが、中長期ではなくて、研究開発独法全体を見てもっと短期もあるし、今の国あるいは産業を支えるような規約でやっているところもあるわけで、いろいろチェックしたほうがいいのではないかという部分があるので、この辺よろしくお願ひしたい。事務方からも意見を求めて、よりよくしたほうがいいのではないか。

それから、先ほど岸先生が問題提起された、どこにどうつながるのだという話は、私は、門永委員がおっしゃったように、ホールディング的なまとめ方なのだろうと思っている。というのは、省庁によって実社会に対するミッションが明確になっているところと、「科学技術の向上」というようなミッションのところ、いろいろある。それから、本当に実社会の貢献というところでも、長期的な課題を掲げているところと短中期的なところ、いろいろあるわけで、それを余り単純にまとめると、全く機動性が落ちてしまうのではないか。

今、副大臣がおられないが、これは副大臣のほうの検討も、広く、万機公論ではないが広く意見を求めて、よりよいものに、納得性の高いものに仕上げしてほしい。

それから、第4期へ向けてということで、私もそうでなければいかんと思うが、第4期へ向けて入って「さあ、この考えで検討しましょう」というのでは、研究開発を担う法人の機能強化というあたりは、もっと急いでもらってもいいのではないか。

例えば、私は今、独法の理事長をしているが、国立研究開発機関という位置づけに日本国としてするのだというだけで、グローバルな連携あるいは人財の登用、採用、あるいは今いる研究人の活性化、大分違ってくるのではないかと思うので、いいところは早目にやったほうがいいのではないか。そして、いろいろ論が分かれそうなところをはっきりしておいて、次のステップの検討にしてもいいのではないか。

○相澤座長 第4期の関連だけ申し上げておくと、私が第4期の中に取り込まれるという言い方をしたのは、第4期の策定も、今まさにこの中間とりまとめと同じようなフェーズで動いている。今、第4期の骨子という形で、正確には基本方針という形で、6月を目途に、まとめていて、昨日の総合科学技術会議の本会議で検討状況を報告している。

基本計画の基本方針にもこの内容が位置づけられるように、取り込む場所は用意されている。

ただし、先ほどの国立研究開発機関（仮称）の制度についても、これから政治的な動きの中で、まだ相当いろいろ揉まれていくのだと思う。であるから、そういうものが、検討状況ではあるが姿が見えてきたという形では、十分に位置づけられた形に入る。

○岸委員 国立研究開発機関（仮称）の課題が余りにも大きくて、ほかはみんな飛んでしまうような感じになってきた。研究開発システムのこの委員会の議論が。

そこで、この課題ににもっとが深く入り込むことはしないのか。例えば、先ほど相澤先生が言われたように4つのカテゴリーがあって、我々として、CSTPとしては三十幾つを分けると全部こういうところに入るとか、そういうことまで含めて何かをやらないことには。

国立研究開発基幹のほうも余りにも大きい開発システムの改革になってしまって、だれも興味なくなってしまうのではないか。

だから、だんだんここに出てくる人も少なくなってきた（笑）、3人しかいないと、もう定足数で成り立たない。

○相澤座長 全体のとらえ方としては、先ほど鈴木副大臣も何度も繰り返したように、このワーキング・グループが全体のとりまとめをやる。

○岸委員 であるから、もうバツと変えて、国立研究開発機関の創設のための準備会的なものを立ち上げてやるのかどうか。

私は、大学の附置研及び大学の外の共同利用研、そういうものを考えることなく、こういう独立行政法人の研究機関のことだけをまとめるのは片手落ちだと思っている。であるから、高等教育政策と切り離れた科学技術政策というのは非常に中途半端だとは思っているが、独立行政法人だけを何とかより高みに持ち上げるために最大の解を求めることには賛成である。であるから、ここでそれをやるなら、もうそっちへ集中しないと、あといろいろ書かれていることは、もう10年間十分に議論したことがほとんどであるから。

○相澤座長 国立開発研究機関（仮称）の制度設計をするにつけても、このワーキング・グループが持っているミッションが、ある意味では唯一、先ほど言ったように研究開発力強化法に絡んで、法律上、明記されている。それをむしろ活用する。その中で特にいろいろな絞り込みという意味で、国立開発研究機関（仮称）というものがこういう形で芽が出てくれば、さらに次の段階でそこに特化していくことは十分あり得る。

鈴木副大臣が非常に注意深く表現されたのは、まさしくその線ではないか。

○岸委員 ただ、研究者がこの十数年ずっとやって、法人化で何が起きているかというところ、独法はみんな結構頑張っている。問題は国立大学である。お金がないという話ばかりしていて、改革と称するものも、教授会があるからほとんど進まない。であるから、こういうところで、例えば本当に議論するなら教授会はおやめになったらどうかとか、総長は選考会議に任せて選ばれたらどうかとか、そんなところまで踏み込まない限り、大学には何も手が出ない。でも、大学の自主性と自治は大事だということはどうやっていくかということで、今、日本じゅう壁にぶつかっているような気がする。

○相澤座長 そのご指摘は何ら否定するところではないが…。

○岸委員 しかし、私もそこを置いて、独法をよくするためのこういうことをやるなら、この

細目についてももっとここで議論されたいかがかと申し上げている。

○相澤座長 それが次のステップになると思う。これはとにかく、先ほど言ったように5月10日にこの中間とりまとめをしなければいけない。それを改めて整理したものが、先ほど来、説明している4ページのこういう仕分けである。

実はここが次のステップとしても重要で、この総合科学技術会議の改組のことも、その他、①②あたりでは、実は国家戦略局が今、つくられようとしている、そういう中に科学技術政策がどう入ってくるか等々のところであるので、大学をどうするかという個別のこともさることながら、日本の研究開発システム全体をこういう形で見るとは、やはり初めてである。それがこのワーキング・グループの、初めはそこが明確に提示できなかったが、国立開発研究機関（仮称）の制度の話がこれだけクリアになってきたので、むしろこういう全体構造としてとらえるようになった。

ちょっとバックグラウンドをご説明すると、実はこれは川端大臣からのサセッションでもあった。つまり、我々は資金配分機関だけを機能特化する形で、何とかこれを明確にしようとしていたが、それを独法の中の資金配分機関という前提を進めると、やはり日本の研究開発システム全体を見ることにはならない可能性があるから、むしろそこから外して、資金配分機能というものはどうあるべきかを全体システムの中で位置づけたほうがいい、むしろそうあるべきだということで、急遽こういう位置づけにした。

○岸委員 科学博物館はどうなったのか。

○相澤座長 そういう個別のところは、今回は非常に漠としている。ただ、キーワードは入れている。結局そこをやると、どうしても今ある独法をどうするかという話になってしまうので、そこを1回外して、我が国の研究開発システムとしては、どういうシステムを体系的につくるべきだという原理原則のところに戻って、この全体をまとめるべきであろうということである。

ところが、先ほど野間口委員からもご指摘があったように、急遽このように再構成したので、まだ文章上の不都合等々もあるし、全般的に、やはり何を今回の核としてボンと打ち出すのだといったところがまだ明確に見えていないのではないかと、このようなことも、今、事務局が本当に必死になって取り組んでいるが、まだそこまで仕上がっていないのが現状である。

大体基本方針がこういう形で固まってきたので、努力をしてブラッシュアップしたい。

○門永委員 全体的にいい形でまとまってきた。特に、先ほどから座長が2回おっしゃったように、資金配分の機能はどうあるべきかという観点から検討していくのだという話は、私は大歓迎である。

というのも、毎回毎回、ファンディングエージェンシーの位置づけというのは他の独法と違うのではないかという質問をさせていただいている。1回目でも、資源配分型研究開発独法というのは何かという初歩的な質問をして、「JSTのようなファンディングエージェンシーである」「あ、そういうことか」というやりとりがあった。今週の仕分けの会議を見ていて、JSTの北澤理事長が、自分のところはバーチャルな研究開発独法であると言われた。他の研究開発独法でも当然資金の配分はして、ある研究をポートフォリオでやっているわけであるが、それをアウトソースしてどこかに頼むか、どこから人を持ってきてやっているだけで、やっていることは一緒で、バーチャルなだけであるとおっしゃっていた。それを聞くと、研究開発独法の一つの変形かなと思うが、今日の鈴木副大臣のポートフォリオの話とか、この中に書いてあるような資金配分主体を競争的環境に置くという話になってくると、恐らく今のJSTを超えたような位置づけになってくるのだろう。そのスコープでさらに今後議論をしていくのは、私は大歓迎である。

——というご説明を受けたが、後のほうを読むと、これはまだ日本語が練れていないという問題かもしれないが、府省でやる資金配分と研究開発独法でやるものを明確に分けた上で、なるべく研究開発独法に移管しようとして書いてあって、これは旧来の枠組みの中での話にどうしても聞こえてしまう。入り口の議論のスコープを広げたことを受けて、後ろのほうも少し言い方を変えたほうがいいのではないか。

○相澤座長 最後の点だが、府省が直轄してやっている部分についてはでき得る限りファンディングの機関に移すということは、総合科学技術会議がずっと進めてきている。その進行状況の記述と、今後、ファンディングエージェンシーというもの、仮に「資源配分主体」という表現になっているが、そういうものがもし確立されたとしても、府省直轄の資金のルートは、これはまたこれであるべきではないかという議論があって、ここら辺をどうするかという問題が新たに出てきているので、ちょっと曖昧な表現になっていると思う。

いずれにしても、確かにまだ統一がとれていない部分があるだろう。

○岸委員 でも、それだとまた府省が直接支配する独法になる。そこが本当に難しい。

○相澤座長 その辺が難しいところである。

○岸委員 でも、副大臣には、思い切ってそこを切り離したいという気もある。

○相澤座長 この辺はまたいろいろとあるが、このワーキング・グループとしては、どうあるべきか論を展開していいわけであるから、そのこのところでお考えをいただきたい。

そういうことで、本日もご提示したものは根本的なところが組みかえてあるので、そういう目でもう一度見ていただいて、連休中にこういうことで悩ませるのは大変恐縮ではあるが、ご意見をいただければ次回5月10日のワーキング・グループで最終案としてまとめたい。ご協力方々よろしくお願ひしたい。

○岸委員 橋本先生は帰られたが、オーバーヘッドと間接費の問題は、逆に聞こうと思っていた。ある程度、学長なり何なりの、どちらに使うか今、オートノミーがあるはずである。それを切ってしまうと、それがなくなってしまう。そうすると、ここ全体で理事長とか学長のガバナンスを発揮せよということと、もしかすると矛盾してしまうので、橋本先生、それでよろしいでしょうかということ事務局から聞いておいていただきたい。

○本庶議員 12ページの真ん中のパラグラフに「外国人の評価者」云々と書いてあるが、何かちょっと難しい、「当然の法理」などという言葉が出てきてわけがわからないが、やはり外国人が評価者に入るというのはインターナショナルスタンダードであるから、この書きぶりは大分改めたほうがいいのではないか。

○相澤座長 では、事務局から次回の予定をお願いします。

○事務局 資料4に書いてあるが、5月10日の2時から4時に開催させていただくので、よろしくお願ひしたい。

○相澤座長 本日は以上である。

-了-